

[事案 27-288] 配当金支払請求

・平成 28 年 9 月 1 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人より積立配当金および満期配当金は確定額であるとの説明を受けて契約したことを理由に、説明どおりの積立配当金および満期配当金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 6 月に契約した利益配当付養老保険について、募集人から示された見積書に記載された積立配当金および満期配当金は確定額であるとの説明を受けて加入したので、見積書に記載された積立配当金および満期配当金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件契約は、満期時の積立配当金および満期配当金を確定金額で支払うものではなく、また、募集人は申立契約締結にあたって見積書やパンフレットを用いて本件契約の内容を説明している。
- (2) 見積書やパンフレットには、満期時の積立配当金および満期配当金は確定金額ではない旨の記載がある。
- (3) 申立人は配当金の支払方法を保険料と相殺する「相殺配当方式」で契約しているため、保険料と相殺することで保険料が引き下がることはあるが、配当金を積み立てた場合のプランである見積書のような満期時配当額になることはないことから、募集人が確定額であると説明することはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不十分な点があったかどうかなど契約転換時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人は既に死亡しており、事情聴取を行うことはできなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、積立配当金および満期配当金について確定金額を支払うことが本件契約の内容なっているとはいえ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。